

一般社団法人全日本ろう者空手道連盟 倫理・懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本ろう者空手道連盟（以下「本連盟」という。）が担う空手道の普及・振興と国民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、空手道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程に基づき懲罰の対象となる者は、以下のとおりとする。

- (1) 理事、監事、職員
- (2) 会員

(違反行為)

第3条 前条に定める者は、次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラースメント行為等を行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクハラ)。
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)。
- (4) 本連盟のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)。
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)。

- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること（不適切経理）。
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること（反社会的勢力との関係）。
- (8) 法令や本連盟の規程、指示等に違反すること（法令・規程違反行為）。
- (9) その他空手道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為（品位を汚す行為）。

（違反行為に対する処分の種類）

第4条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。役員が会員である場合には、役員としての処分と会員としての処分を併せて実施することができる。

(1) 役員

- ①注意
- ②戒告
- ③定款第32条に基づき解任

(2) 会員

- ①注意
- ②戒告
- ③期間を定めての登録停止
- ④除名

- 2 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- 3 処分の基準は別表のとおりとする。

（内部通報窓口）

第5条 本連盟は、違反行為またはその疑いがある行為に関する通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別に定める。

(事案への対応)

第6条 コンプライアンス委員会は、内部通報窓口に寄せられた情報、報道その他により違反行為が疑われる事案(以下「疑われる事案」という)を把握した場合には、別途定める基準に従って本連盟で調査・処分することが妥当と認められるものについて、コンプライアンス委員会規程に基づき当該事案の事実調査を行うものとする。

(処分)

第7条 処分の決定は、コンプライアンス委員会が処分案を審議して理事会に答申した上で、理事会の決議によって行う。

2 コンプライアンス委員会は、処分案を理事会に答申する前に、処分の対象となった者に対して、処分の対象となる違反行為、予定される処分内容、処分の理由を通知した上で、弁明の機会を与えなければならない。

3 本連盟は、処分を決定した場合、処分の対象となった者に対し、処分の内容、処分対象の行為、処分の理由、処分決定日、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という)によるスポーツ仲裁の活用が可能であること及びその方法・手続の期限を、書面にて通知しなければならない。

(不服申立て)

第8条 本連盟の処分に対する不服申立ては、JSAA のスポーツ仲裁規則に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

## 別表

### 処分の基準

	除名	指導・競技等の停止	戒告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○

※除名については定款第 12 条に記載の手続きに基づき行う。

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において同種の事案に基づき処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

### 附則

本規程は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は 2023 年 12 月 1 日から改正施行する。

### [改正]

一部微修正 2025 年 1 月 15 日（法人名変更による）